

(別添 1)

印西市立中学校自動販売機設置に関する仕様書

1 自動販売機の設置及び撤去について

- (1) 設置事業者は、自動販売機の設置に要するすべての経費を負担すること。
- (2) 設置事業者は、電源工事において専用の子メーターを設置し、自動販売機に係る電気料を正確に検針できるようにすること。
- (3) 自動販売機の外観については、特定のメーカーや商品等の宣伝を行わないもので、事前にデザインを提示するとともに、学校長からの指示があった場合には変更すること。
- (4) 設置事業者は、自動販売機の撤去に係るすべての経費を負担し、設置前の原状に回復すること。
- (5) 設置事業者は、自動販売機の設置を希望する中学校の各学校に許可期間中、特段の理由がなければ、自動販売機を常時 1 台以上設置すること。
- (6) 許可期間中に設置事業者の自己都合により、設置された自動販売機を撤去する際は、学校長の了解を得ること。

2 運用について

- (1) 設置事業者は、自動販売機が通常使用時及び非常災害時において転倒しないように十分な措置を行うとともに、万一の事故の発生に備えて、動産総合保険に加入すること。
- (2) 設置事業者は、電気料、自動販売機の運用に必要な経費を負担すること。
- (3) 設置事業者は、販売時間帯を制限するよう学校長から求めがあった場合には、自動販売機にタイマーを設置するなど対応すること。
- (4) 設置事業者は、学校運用上の都合により、学校長から利用一時中止の求めがあった際には対応すること。
- (5) 設置事業者は、自動販売機に連絡先を明記し、故障や苦情等の問い合わせについては、設置事業者の責任において、早急に対応すること。
- (6) 設置事業者は、自動販売機の保全管理及び代金回収を行うとともに、自動販売機の損壊、盗難、運用の不具合その他の異常を確認し、また、学校より連絡を受けた際には設置事業者の負担により速やかに修復すること。
- (7) 設置事業者は、自動販売機の倒壊、盗難事故及びその構造上の欠陥等により、第3者等に損害を与えた場合は、設置者の責任において一切の解決をすること。

3 販売商品について

- (1)設置事業者は、食品衛生法等に基づき品質管理の徹底を図ること。
- (2)設置事業者は、自動販売機を利用した者が、その商品により健康上の障害を生じた場合、設置者の責任において一切の解決をすること。
- (3)設置事業者は、販売する商品の種類について、学校長の指示に従うとともに変更が生じる場合には事前に学校長に連絡し、その指示に従うこと。
- (4)設置事業者は、商品ごとの販売個数を月末に学校長に報告するとともに、学校長の求めに応じ、必要な事項を報告するものとする。

4 容器の回収及び処理について

- (1)設置事業者は商品の容器(ペットボトル等)を必要な頻度で回収すること。なお、回収ボックスの仕様については各施設と協議の上、設置すること。
- (2)回収ボックスを衛生的に使用できるよう、回収の際に回収ボックス及び設置床面を清掃すること。
- (3)設置事業者は回収物について、リサイクル処理を行うこと。

5 使用許可について

- (1)設置事業者は、市の教育財産一時使用許可に基づく使用許可申請を行い、教育長の許可を得るとともに、市が定めた使用料金※を払うこと。
- (2)使用期間は令和 8 年 9 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日までとするが、開始時期については協議とする。なお、学校長の求めにより、学校運営に支障がある場合には、許可を取り消しすることができる。
- (3)許可期間内に自動販売機を撤去する場合、既納の使用料は還付しない。

※印西市行政財産目的外使用料条例に基づき、令和 8 年度の使用料(設置スペース 1 台 1.1 m²で計算)では、1 台につき、月額平均 377 円となる。

6 災害対応型について

- (1)設置事業者は、自動販売機に災害対応型であることを表示すること。
- (2)設置する自動販売機は、停電時でも自動販売機内に在庫された在庫商品が無償提供できる災害型自動販売機とする。
- (3)設置事業者は、許可期間中は自動販売機の鍵を施設管理者へ預けるとともに、災害時の操作方を担当者へ申し伝えること。
- (4)災害時における無償提供に関する覚書を教育委員会と設置事業者が協議の上、締結するものとする。

7 設置場所等について

- (1)設置事業者は、学校長と協議のうえ、設置場所を決定する。
- (2)設置予定場所は、以下のとおり(合計9台)
- (3)新規設置のため、実績はない。参考として、令和8年5月1日時点の生徒数を示す。

学校名	設置場所	生徒数(人)
印西中学校 (大森 2244)	校舎昇降口 1 台	206
船穂中学校 (高花 1-3)	校舎昇降口 1 台	194
木刈中学校 (木刈 2-1)	体育館入口 1 台	779
小林中学校 (小林大門下 1-4-1)	体育館玄関ホール 1 台	193
原山中学校 (原山 1-2)	多目的ホール入口 1 台	379
西の原中学校 (西の原 1-3)	体育館入口 1 台	745
印旛中学校 (舞姫 2-1-1)	校舎昇降口 1 台	277
本埜中学校 (笠神 250)	校舎昇降口 1 台	37
滝野中学校 (滝野 5-2)	体育館入口 1 台	519

8 その他

- (1)印西市立中学校自動販売機設置業者募集要領及び本仕様書に基づき提出した提案書に記載した提案内容を実行すること。
- (2)この仕様書に定めのない事項及び疑義の生じた事項は、その都度担当者と協議の上、決定するものとする。